

提出議案説明資料目次

令和3年5月臨時会

資料 番号	資料内容	関 係 議 案	頁
1	新 旧 対 照 表	議案第33号 専決処分の承認を求めることについて	1 ~ 3
2	新 旧 対 照 表	議案第35号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	5 ~ 7

新旧対照表

箱根町町税条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）

（環境性能割の税率）

第 28 条の 4 次の各号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

- (1) 法第 451 条第 1 項（同条第 4 項又は第 5 項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100 分の 1
- (2) 法第 451 条第 2 項（同条第 4 項又は第 5 項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100 分の 2
- (3) （略）

附 則

（軽自動車税の環境性能割の非課税）

34 法第 451 条第 1 項第 1 号（同条第 4 項又は第 5 項において準用する場合を含む。）に掲げる 3 輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この項において同じ。）に対しては、当該 3 輪以上の軽自動車の取得が令和元年 10 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日までの間（附則第 45 項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第 28 条第 1 項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

35（略）

36 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3 輪以上の軽自動車が法第 446 条第 1 項（同条第 2 項又は第 3 項において準用する場合を含む。）又は法第 451 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を同条第 4 項又は第 5 項において準用する場合を含む。）の適用を受ける 3 輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第 29 条の 9 第 3 項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

37・38（略）

旧（改正前）

（環境性能割の税率）

第 28 条の 4 次の各号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

- (1) 法第 451 条第 1 項(同条第 4 項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100 分の 1
- (2) 法第 451 条第 2 項(同条第 4 項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100 分の 2
- (3) (略)

附 則

（軽自動車税の環境性能割の非課税）

34 法第 451 条第 1 項第 1 号(同条第 4 項において準用する場合を含む。)に掲げる 3 輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この項において同じ。)に対しては、当該 3 輪以上の軽自動車の取得が令和元年 10 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間(附則第 45 項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第 28 条の 4の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

35 (略)

36 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3 輪以上の軽自動車^が法第 446 条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）又は法第 451 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を同条第 4 項において準用する場合を含む。）の適用を受ける 3 輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第 29 条の 9 第 3 項に規定する国土交通大臣の認定等という。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

37・38 (略)

新旧対照表

特別職の職員の給与に関する条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）

附 則

1～17 （略）

（期末手当に関する特例措置）

18 令和3年6月の期末手当の額は、第4条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による額から、町長にあってはその100分の30に相当する額を、副町長及び教育長にあってはその100分の20に相当する額を減じた額とする。

旧（改正前）

附 則

1～17（略）